

学校ネットワークシステム再構築及び
運用保守業務

事業契約書（案）

令和6年 月

甲府市教育委員会

前 文

甲府市教育委員会（以下「委託者」という。）と●●（以下「受託者」という。）は、本事業の実施に関して、次のとおり合意する。

1. 委託業務名 学校ネットワークシステム再構築及び運用保守業務
2. 委託場所 第 14 条記載のとおり
3. 委託期間 令和 年 月 日～令和 12 年 3 月 31 日
4. 契約金額 金●円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額●円)
(取引に係る消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合、受託者が負担するものとする)
5. 契約保証金 免 除

上記事業について、委託者と受託者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、本契約の締結及びその履行に際し、委託者は本事業が民間事業者の創意工夫により実施されることを、受託者は本事業が委託者のサービスを支える基盤としての公共性を有することを、それぞれ十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

目 次

第1章 総則	1
第1条(目的)	1
第2条(用語の定義)	1
第3条(総則)	2
第4条(本事業の概要)	2
第5条(本事業の実施)	3
第6条(権利義務の譲渡等)	3
第7条(受託者の資金調達等)	3
第8条(許認可及び届出等)	3
第2章 業務実施体制	3
第9条(委託者の体制及び責任)	3
第10条(受託者の体制及び責任)	3
第11条(業務従事者)	4
第12条(主任担当者の選定)	4
第13条(情報提供及び改善提案)	4
第14条(業務実施場所)	4
第3章 業務内容	5
第1節 プロジェクトマネジメント業務	5
第15条(プロジェクトマネジメントの実施)	5
第16条(プロジェクトマネジメントの範囲)	5
第2節 サービス構築業務	5
第17条(仕様書の作成)	5
第18条(仕様書の検査)	5
第19条(詳細設計及び構築)	6
第20条(テスト計画書の作成及び承認)	6
第21条(本件サービスのテスト)	6
第3節 運営管理業務	6
第22条(運営計画書)	6
第23条(運営管理)	7
第24条(本件サービスの稼働時期)	7
第25条(職員研修業務)	7
第26条(導入時支援業務)	7
第27条(ヘルプデスク業務)	8
第4章 業績監視	8
第28条(サービス仕様等の確保)	8
第29条(モニタリング)	8
第30条(サービス仕様等を満たさない場合等の措置)	8
第5章 受託者に対する支払及び追加業務	9
第31条(対価の支払)	9
第32条(追加業務対応)	9
第6章 著作権その他の知的財産権	9
第33条(知的財産権の取扱い)	9
第34条(著作権の帰属)	10

第 35 条(著作者人格権)	10
第 36 条(権利侵害に関する保証)	10
第7章 秘密保持及び個人情報の保護	11
第 37 条(個人情報保護)	11
第 38 条(守秘義務)	11
第 39 条(個人情報保護義務・守秘義務違反の場合の措置)	11
第8章 契約期間及び契約の終了	12
第 40 条(契約期間)	12
第 41 条(受託者の帰責事由による契約の終了)	12
第 42 条(委託者の帰責事由による契約の終了)	13
第 43 条(法令変更及び不可抗力による契約の終了)	13
第9章 表明保証及び誓約	14
第 44 条(受託者の表明保証及び誓約)	14
第 45 条(契約終了後の措置)	14
第 46 条(表明保証及び誓約違反の場合の損害賠償)	14
第 10 章 その他	15
第 47 条(損害賠償責任)	15
第 48 条(増加費用等)	15
第 49 条(第三者損害等)	15
第 50 条(契約不適合)	15
第 51 条(公租公課の負担)	16
第 52 条(協 議)	16

別紙関係

別紙 1	プロジェクト計画書	
別紙 2	学校ネットワークシステム再構築及び運用保守業務	事業仕様書
別紙 3	学校ネットワークシステム再構築及び運用保守業務	サービス仕様書
別紙 4	学校ネットワークシステム再構築及び運用保守業務	業務仕様書
別紙 5	個人情報取扱特記事項	
	・	
	・	
	・	

第1章 総則

第1条（目的）

本契約は、委託者及び受託者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

第2条（用語の定義）

本契約中に用いられている用語は、文脈上別異に解すべき場合を除き、以下に規定する意味を有する。

「IT インフラ」とは、委託者の施設内に設置される PC・プリンタ・スキャナ等の端末機器、LAN 及びそれらにインストールされている関連ソフトウェアを個別に又は総称して意味する。

「運営管理期間」とは、本件サービスの各システム及び関連サービスにつき稼働開始予定日から令和 12 年 3 月 31 日までの期間を意味する。

「研修計画書」とは、第 25 条第 2 項に基づき作成される、職員研修業務の詳細について定めた研修計画書を意味する。

「事業関係図書」とは、委託者が本事業に関連して提示した募集要項等関連資料及び乙が事業者選定手続において提出した提案資料を意味する。

「運営管理業務」とは、本件サービスを運営・管理する業務を意味する。

「運営計画書」とは、第 22 条に基づき作成される、本件サービスの運営管理業務の詳細について定めた運営計画書を意味する。

「稼働開始予定日」とは、別紙 1 に記載された、本件サービス及び関連サービスを稼働させ、運営管理業務を開始すべき日を意味する。

「サービス構築業務」とは、本契約に基づき、委託者の事務等のために必要な情報システムを設計・構築する業務を意味する。

「仕様書」とは、第 17 条第 1 項に基づき作成される、本件サービスの仕様について定めた仕様書を意味する。

「職員支援業務」とは、職員研修業務、導入時支援業務を意味する。

「職員研修業務」とは、利用者に対する本件サービス習熟のための研修業務を意味する。

「ヘルプデスク業務」とは、IT インフラの使用方法的説明等に関する委託者の担当職員からの問い合わせ等に対応し、故障等の不具合発生に対する対応を行うとともに、IT インフラの構成管理等を行う業務を意味する。

「導入支援計画書」とは、第 26 条第 2 項に基づき作成される、導入時支援業務の詳細について定めた導入支援計画書を意味する。

「導入時支援業務」とは、本件サービス導入後一定期間、利用者に人材を派遣する等、本件サービス導入時の業務実施を支援する業務をいう。

「プロジェクト計画書」とは、本契約締結までに具体化された本事業の実施に関する計画書で、本契約に別紙 1 として添付されている資料を意味する（第 5 条に基づきプロジェクト計画書が変更された場合は、変更後のプロジェクト計画書を意味する）。

「法令等」とは、法律・命令・条例・政令・省令・規則、行政機関による通達・行政指導・ガイドライン、裁判所の判決・決定・命令、又はその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等（総合行政ネットワーク運営協議会で定められたポリシー・規定等を含むがこれらに限られない。）を意味する。

「募集要項等」とは、委託者によって公表された本事業に関する募集要項及び附属資料を意味する。

「本件サービス」とは、サービス構築業務により構築されるシステム及びヘルプデスク等関連サービスを個別に又は総称して意味する。

「本事業」とは、学校ネットワークシステム再構築及び運用保守業務の委託事業を意味する。

「モニタリング実施計画書」とは、別紙2に基づき、本契約締結後に委託者及び受託者による協議の上、モニタリングの方法や項目についての詳細を定めた書面を意味する。

「利用者」とは、本件サービスを利用する、甲府市教育委員会及び小中学校教職員を意味する。

第3条（総則）

- 1 委託者及び受託者は、本契約及び事業関係図書に従って本契約を履行しなければならない。
- 2 本事業を遂行するために必要な一切の手段については、本契約及び事業関係図書に別段の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定めるものとする。
- 3 委託者が、本契約に基づき行うべき受託者に対する支払を遅延した場合には、当該未払額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受託者に支払うものとする。
- 4 受託者が、本契約に基づき行うべき委託者に対する支払を遅延した場合には、当該未払額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を委託者に支払うものとする。
- 5 本契約及びこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、申出、承認、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 本契約の履行に関して委託者及び受託者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 本契約の履行に関して委託者及び受託者の間で用いる計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 本契約及び事業関係図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 本契約に関する紛争又は訴訟については、甲府地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第4条（本事業の概要）

本事業は、プロジェクトマネジメント業務、サービス構築業務、運営管理業務及びヘルプデスク業務並びにこれらに付随し、関連する一切の事業により構成されるものとする。本事業は、委託者がかかる業務により提供されるサービスを受けるために行われるものであり、委託者は本件サービスを構成するソフトウェア及びハードウェア等を、委託者が保有することが合理的であると委託者が認める場合を除き、原則として保有しないものとする。

第5条（本事業の実施）

- 1 受託者は、別紙 1 記載のスケジュール、業務体制及び業務内容に従い、本事業を実施しなければならない。
- 2 受託者は、別紙 1 に従った本事業の実施が困難になったと認めたときは（スケジュールの遅延を含むがそれに限られない。）、その旨をただちに委託者に通知し、委託者との間で対応について協議しなければならない。
- 3 前項の協議の結果、委託者が必要と認めたときは、委託者及び受託者で合意の上、別紙 1 の内容を変更することができる。

第6条（権利義務の譲渡等）

- 1 受託者は、あらかじめ委託者の書面による承認を得た場合を除き、本契約により生じる権利又は義務を第三者に対して譲渡、承継、担保提供その他一切の処分（会社分割や合併による包括承継を含む。）をしてはならない。
- 2 委託者は、合理的な理由がある場合を除き、前項に定める承諾の留保又は遅延をしないものとする。

第7条（受託者の資金調達等）

- 1 本契約上の受託者の義務の履行に関連する一切の費用は、他に別段の規定がない限り、全て受託者が負担するものとする。
- 2 本事業に関する受託者の資金調達は、全て受託者の責任において行うものとする。

第8条（許認可及び届出等）

- 1 本契約に基づく受託者の義務を履行するために必要な許認可がある場合には、受託者が自らの責任と費用負担において取得・維持し、また、必要な一切の届出についても、受託者が自らの責任と費用負担において提出するものとする。
- 2 委託者は、受託者からの要請がある場合は、受託者による許認可の取得、届出及びそれらの維持等に必要な資料の提供その他について合理的な範囲において協力するものとする。
- 3 受託者は、必要な許認可の取得の遅延により増加費用が生じた場合、当該増加費用を負担するものとする。ただし、当該遅延が委託者の責めに帰すべき場合は、委託者が当該増加費用を負担するものとする。

第2章 業務実施体制

第9条（委託者の体制及び責任）

- 1 委託者及び委託者が指定する者（以下、あわせて「委託者等」という。）は、本事業が円滑に推進するよう実務上可能な範囲で努力するものとする。
- 2 本契約において、利用者の責に帰すべき事由は、他に別段の規定がない限り、委託者の責に帰すべき事由とみなす。

第10条（受託者の体制及び責任）

- 1 受託者は、本事業の全部を一括して第三者に委託してはならない。

- 2 受託者は、本事業の一部を第三者に委託しようとするときは、当該委託契約締結予定日の14日前までに、委託者に対し、その者の商号、名称等必要な事項を書面により通知し、委託者の承認を得なければならない。かかる第三者が自己以外の第三者に再委託する場合も同様とする。
- 3 受託者は、前項に定めるところにより委託者の承認を受けた第三者の使用に関する一切の責任を負うものとし、第三者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、受託者の責めに帰すべき事由とみなす。

第11条（業務従事者）

- 1 本事業に従事する受託者の従業員（以下「業務従事者」という。）の選定は、受託者がこれを行う。
- 2 受託者は、労働基準法その他の関連法令に基づき業務従事者に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、業務従事者に対する本件業務遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとする。
- 3 受託者は、本事業遂行上、業務従事者が委託者等の事務所等に立ち入る場合、委託者等の防犯、秩序維持等に関する諸規則を当該業務従事者に遵守させるものとする。

第12条（主任担当者の選定）

- 1 委託者及び受託者は、本契約締結後すみやかに、本事業を円滑に遂行するため、それぞれ本事業の主任担当者1名を選任し、お互いに書面をもって相手方に通知する。
- 2 受託者が本事業の主任担当者を変更するには、あらかじめ委託者の書面による承諾を得なければならない。委託者が本事業の主任担当者を変更する場合は、事前に受託者に書面をもって通知する。
- 3 委託者及び受託者は、本契約に定めた事項のほか、本事業遂行に関する相手方からの要請、指示等の受理及び相手方への依頼、その他日常的な相手方との連絡、確認等は、原則として主任担当者を通じて行うものとする。但し、別紙1において別途定めがある場合は、その定めに従うものとする。

第13条（情報提供及び改善提案）

- 1 委託者及び受託者は、本事業により提供されるサービス全体の最適化を図るために必要な情報を、随時相手方に提供するものとする。
- 2 受託者は、別紙3に定めるサービス仕様又は別紙4に定める業務仕様を維持するために必要があると認めるときは、本事業の品質改善又は効率化を図るための改善計画を立案し、運営計画書の範囲内でこれを自ら行うものとする。
- 3 受託者は、必要があると認めるときは、必要な事項については委託者に別紙3に従い、改善提案を行うものとする。なお、改善提案の範囲は本事業に直接関係する事項に限らない。

第14条（業務実施場所）

- 1 受託者は、本事業を、別紙1に記載の場所で実施しなければならない。
- 2 受託者は、事前に委託者の書面による承認を得た場合に限り、別紙1記載の本事業の実施場所を変更することができる。

第3章 業務内容

第1節 プロジェクトマネジメント業務

第15条（プロジェクトマネジメントの実施）

- 1 受託者は、自らの責任と費用負担において、別紙1に従い、別紙3に定めるサービス仕様及び別紙4に定める業務仕様を満たすことが可能になるようプロジェクトのマネジメント(委託者の他のシステムに関連する業務を行う事業者との間の調整も含む。)を行うものとする。
- 2 受託者はプロジェクトマネジャーを1名選任し、マネジメント業務を行うものとする。受託者が本事業のプロジェクトマネジャーを変更するには、あらかじめ委託者の書面による承諾を得なければならない。
- 3 プロジェクトマネジャーは、受託者の本事業に関わる担当者ないし関係者全てを統括する者として、委託者等と常にコミュニケーションを取り、本契約に定める全ての交渉、作業及び成果物の管理を行わなければならない。

第16条（プロジェクトマネジメントの範囲）

- 1 受託者は、事業関係図書及び別紙1に規定する範囲においてプロジェクトを構成する全ての作業について、自己の責任においてマネジメントを行うものとする。
- 2 受託者は、委託者等が主体となる作業についても、作業期間及び資源の確保、進捗の管理等、プロジェクトマネジメントについて責任を負わなければならない。
- 3 受託者は、随時、自主的な業務改善に取り組み、委託者に対してその報告を行うものとし、また、月次及び年次の実績報告を行うものとする。

第2節 サービス構築業務

第17条（仕様書の作成）

- 1 受託者は、自らの責任と費用負担において、別紙1に従い、別紙3に定めるサービス仕様及び別紙4に定める業務仕様を満たすことが可能な仕様書の作成業務を行うものとする。
- 2 仕様書の作成業務の実施に際し、受託者は委託者に対して必要な協力を要請できるものとし、委託者は受託者から協力を要請された場合はすみやかに実務上可能な範囲で応ずるものとする。
- 3 受託者は、第1項の規定に基づく仕様書を作成し、別紙1に定める期限までに委託者に提出しなければならない。

第18条（仕様書の検査）

- 1 受託者は、仕様書を提出すると同時に、本件サービスの各システムのプロトタイプを用いたシステム仕様の確認作業を提供しなければならない。
- 2 委託者は、受託者から前条に定める仕様書を受領し、システム仕様の確認作業を依頼された場合は、仕様書の内容が事業関連図書に適合するか否かを確認し、その結果を当該仕様書受領及びシステム確認作業提供後1ヶ月以内に受託者に通知するものとする。次項により再提出された仕様書を受領しシステム仕様の確認作業を受けた場合も同様とする。委託者が受託者に対し、仕様書の受領及びシステム仕様の確認作業提供から1ヶ月以内に何らの通知又は指示をしない場合には、委託者が別紙1に適合する旨の通知をしたものとみなす。

- 3 委託者は、仕様書の内容が事業関連図書に適合しないと認めるときは、受託者に是正を求め、仕様書の再提出を求めることができる。

第 19 条（詳細設計及び構築）

- 1 受託者は、前条第 2 項の確認の通知を委託者から受領した後、自らの責任と費用負担において、別紙 1 に従い、仕様書に基づく本件サービスの詳細設計及び構築業務を行うものとする。
- 2 本件サービスの詳細設計及び構築業務の実施に際し、受託者は委託者に対して必要な協力を要請できるものとし、委託者は受託者から協力を要請された場合はすみやかに実務上可能な範囲で応ずるものとする。

第 20 条（テスト計画書の作成及び承認）

受託者は、次条に定める本件サービスのテストの基準となる仕様書、テスト項目、テストデータ、テスト方法及びテスト期間等を定めたテスト計画書を作成して、テスト開始予定日の 14 日前までに委託者に提出し、委託者の承認を受けなければならない。委託者は、合理的理由なくかかる承認を拒絶しない。委託者が受託者に対し、テスト計画書受領から 14 日以内に何らの通知又は指示をしない場合には、委託者はテスト計画書を承認したものとみなす。

第 21 条（本件サービスのテスト）

- 1 受託者は、委託者から前条の承認を受けたときは、テスト計画書に基づき、本件サービスの内容が仕様書に適合するか否か等についてのテストを実施するものとし、本件サービスが実際の運営環境で稼働可能であることを確認した後、テスト計画書に定める期限内に、その結果をテスト計画書に定める様式の報告書（以下「テスト結果報告書」という。）として提出するものとする。なお、委託者等は、受託者に事前に通知した上でテストに立ち会うことができる。
- 2 委託者は、テスト結果報告書を受領したときは、受領後 14 日以内に当該報告書を承認するか否かを受託者に通知するものとする。委託者はテスト結果報告書を検討した上で、前条のテストがテスト計画書に従っていないとき、本件サービスの内容が仕様書に適合しないと認めるとき、又は本件サービスが別紙 3 に定めるサービス仕様又は別紙 4 に定める業務仕様を満たすことが明らかに不可能であると認めるときは、受託者に是正を求め、本件サービスの修正を求めることができる。この場合の本件サービスの再テストに関する手続については、前条及び本条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。委託者が受託者に対し、テスト結果報告書受領から 14 日以内に何らの通知又は指示をしない場合には、委託者がテスト結果報告書を承認したものとみなす。
- 3 委託者は、本件サービスの運営管理期間中であっても、本件サービスが仕様書、別紙 3 に定めるサービス仕様又は別紙 4 に定める業務仕様に適合しない事実が発見されたときは、受託者に対し、本件サービスの修正を求めることができる。この場合の本件サービスの再テストに関する手続については、前条及び本条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。
- 4 受託者は、委託者の求めに従って前項の修正を実施する場合は、稼働中の本件サービスの運営管理に最も影響の少ない方法をもって実施しなければならない。

第 3 節 運営管理業務

第 22 条（運営計画書）

受託者は、運営管理期間開始の 1 ヶ月前までに、別紙 1 に基づき、別紙 3 に定めるサービス

仕様又は別紙 4 に定める業務仕様に従った運営期間中にわたる本件サービスの運営管理業務の詳細計画を定めたシステム運営計画書を作成して委託者に提出し、本件サービスの運営管理業務開始前に委託者の承認を得なければならない。委託者は、合理的理由なくかかる承認を拒絶しない。委託者が受託者に対し、運営計画書受領から 14 日以内に何らの通知又は指示をしない場合には、委託者が運営計画書を承認したものとみなす。

第 23 条（運営管理）

- 1 受託者は、自己の責任と費用負担において、運営管理期間中、別紙 1 及び運営計画書に基づき、別紙 3 に定めるサービス仕様又は別紙 4 に定める業務仕様に従い本件サービスの運営管理業務を行うものとする。
- 2 本件サービスの運営管理業務の実施に際し、受託者は委託者に対して必要な協力を要請できるものとし、委託者は受託者から協力を要請された場合はすみやかに実務上可能な範囲で応ずるものとする。

第 24 条（本件サービスの稼働時期）

受託者は、本件サービスについてそれぞれ稼働開始予定日から、各システム及び関連サービスを稼働させ、運営管理業務を開始しなければならない。

第 25 条（職員研修業務）

- 1 受託者は、自己の責任と費用負担において、別紙 1 及び研修計画書に従い、利用者に対して本件サービスについての職員研修業務を行うものとする。
- 2 受託者は、職員研修業務の開始の日の 1 ヶ月前に、前項に規定する研修計画書を作成して委託者に提出し、委託者の承認を得なければならない。委託者は、合理的理由なくかかる承認を拒絶しない。委託者が受託者に対し、研修計画書受領から 14 日以内に何らの通知又は指示をしない場合には、受託者が研修計画書を承認したものとみなす。
- 3 受託者は、本契約の期間中、職員研修業務を別紙 1 及び研修計画書の記載に基づき定期的実施するほか、随時利用者からの問い合わせに応じなければならない。
- 4 職員研修業務の実施に際し、受託者は委託者に対して、研修場所の提供等必要な協力を要請できるものとし、委託者は受託者から協力を要請された場合はすみやかに実務上可能な範囲で応ずるものとする。

第 26 条（導入時支援業務）

- 1 受託者は、自己の責任と費用負担において、本件サービスの稼働開始後一定期間の間、別紙 1 及び導入支援計画書に基づき、利用者へ人材を派遣する等、本件サービス導入時の業務実施の支援を行うものとする。
- 2 受託者は、導入時支援業務の開始の日の 1 ヶ月前に、前項に規定する導入支援計画書を作成して委託者に提出し、委託者の承認を得なければならない。委託者は、合理的理由なくかかる承認を拒絶しない。委託者が受託者に対し、導入支援計画書受領から 14 日以内に何らの通知又は指示をしない場合には、委託者が導入支援計画書を承認したものとみなす。
- 3 受託者が派遣する人材は、本件サービスの稼働開始後の利用者の負担を軽減するための業務を行うものとする。
- 4 導入時支援業務の実施に際し、受託者は委託者に対して、人材受け入れ体制の整備等必要

な協力を要請できるものとし、委託者は受託者から協力を要請された場合はすみやかに実務上可能な範囲で応ずるものとする。

第 27 条（ヘルプデスク業務）

- 1 受託者は、自己の責任と費用負担において、運営管理期間中、別紙 1 及び運営計画書に基づき、別紙 3 及び別紙 4 に従って、IT インフラの使用法の説明等に関する利用者からの問い合わせ等に対応し、故障等の不具合発生に対する対応を行うとともに、IT インフラの構成管理等を行うなど、担当職員を支援するサービスを実施するものとする。
- 2 受託者は、前項に規定するサービスの開始に先立ち、別紙 1 及び運営計画書に基づき、別紙 3 及び別紙 4 に従って、IT インフラに係るネットワーク機器等の調査・交換等を行うものとする。
- 3 ヘルプデスク業務の実施に際し、受託者は委託者に対して、ヘルプデスク業務の運営に必要な協力を要請できるものとし、委託者は受託者から協力を要請された場合はすみやかに実務上可能な範囲で応ずるものとする。

第 4 章 業績監視

第 28 条（サービス仕様等の確保）

受託者は、契約期間を通じて、別紙 3 に定めるサービス仕様及び別紙 4 に定める業務仕様を満たすように、本事業を実施しなければならない。受託者による本事業の実施が別紙 3 に定めるサービス仕様及び別紙 4 に定める業務仕様を満たさない場合には、これを満たすまで受託者の費用と責任においてシステムの変更、人員の追加、機器の調達等必要な作業を行わなければならない。

第 29 条（モニタリング）

受託者による別紙 3 に定めるサービス仕様及び別紙 4 に定める業務仕様を満たす本事業の実施を確保するため、委託者及び受託者は、別紙 2 及びモニタリング実施計画書に基づき、各自の費用と責任で別紙 3 に定めるサービス仕様及び別紙 4 に定める業務仕様を満たすサービスの提供が行われているか否かにつき本事業のモニタリング（業績監視）を行うものとする。

第 30 条（サービス仕様等を満たさない場合等の措置）

- 1 前条のモニタリングの結果により、受託者による本事業の実施が別紙 3 に定めるサービス仕様及び別紙 4 に定める業務仕様を満たしていないと委託者が判断した場合には、委託者は受託者に対して改善勧告を行う。受託者は委託者からの改善勧告を受けた場合、直ちに改善計画書を作成し、委託者に対して提出し、その承認を得るものとする。
- 2 受託者による本事業の実施が別紙 3 に定めるサービス仕様及び別紙 4 に定める業務仕様を満たさないおそれが非常に高いと委託者が判断した場合には、委託者は受託者に対して改善注意を行うものとする。
- 3 前条のモニタリングの結果により、受託者による本事業の実施が別紙 3 に定めるサービス仕様及び別紙 4 に定める業務仕様を満たしていないと委託者が判断した場合には、委託者は受託者の意見を聴取する等の検討を行ったうえ、別紙 2 及びモニタリング実施計画書に基づきペナ

ルティポイントを付与することにより受託者に対する対価の減額等を行うものとする。

第5章 受託者に対する支払及び追加業務

第31条（対価の支払）

委託者は、本事業について、第29条に定めるモニタリングの結果を基に履行の確認を行い、別紙2に従い、受託者から請求書を受領してから30日以内に、モニタリングの結果に応じた対価を支払うものとする。

第32条（追加業務対応）

- 1 委託者は、本契約期間中に本件サービスについて必要であると認めたときは、受託者に対し、委託者の指示に基づきシステムの変更・機能追加やコンサルティングサービス等の追加業務を行わせることができる。
- 2 前項に係る本事業の内容、範囲により必要となる追加費用については、委託者及び受託者で協議の上定めるものとする。
- 3 第1項の場合において必要となるサービス構築業務の仕様書、当該システムの供用開始予定日、当該システムに係るサービス仕様及び業務仕様、当該システムに係るモニタリング・減額方法等の必要事項は、受託者の提案を基に、委託者と受託者で協議の上定めるものとする。

第6章 著作権その他の知的財産権

第33条（知的財産権の取扱い）

- 1 本事業の遂行の過程で生じた発明その他の知的財産権又はノウハウ等（次条の対象となる著作権を除く。以下、あわせて「発明等」という。）が、委託者又は受託者のいずれか一方のみによって行われた場合、当該発明等に関する特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。）、ノウハウ等に関する権利（以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」という。）は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属する。この場合、委託者又は受託者は、当該発明等を行った者との間で特許法第35条等に基づく特許権の承継その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 受託者が従前から有していた特許権等を本件サービスに利用した場合又は前項により受託者に帰属する特許権等が本件サービスに利用された場合、受託者は委託者等に対して本契約に基づき本件サービスを使用するために必要な範囲における当該特許権等の実施又は利用を許諾する。
- 3 本事業遂行の過程で生じた発明等が委託者及び受託者に属する者の共同で行われた場合、当該発明等についての特許権等は委託者と受託者の共有（持分均等）とする。この場合、委託者及び受託者は、それぞれに属する当該発明等を行った者との間で特許権等の承継その他必要な措置を講ずるものとする。
- 4 委託者及び受託者は、前項の共同発明等に係る特許権等について、それぞれ相手方の同意等を要することなく、これらを自ら実施又は利用することができる。但し、これを第三者に実施又は利用を許諾する場合、持分を譲渡する場合及び質権の目的とする場合は、相手方の事前の書面による同意を要するものとし、委託者及び受託者はかかる同意を合理的な理由なく拒絶

しないものとする。

- 5 前各項の定めにかかわらず、本事業の成果物の著作権については、次条の定めるところによる。

第 34 条（著作権の帰属）

- 1 本事業において作成された成果物（プログラム、マニュアルその他のドキュメント、各種計画等の著作物を含むがこれらに限られない。）の著作権（著作権法に規定する権利をいう。）は、すべて委託者と受託者の共有とする。但し、本件サービスに組み込まれた別紙 1 記載のプログラム等に関する著作権については、この限りでない。
- 2 受託者は、第 10 条の規定に基づき本事業の一部を第三者に再委託したこと等により、第 1 項に定める成果物の著作権が原始的に第三者に帰属する場合であっても、前項の定めに従い、委託者と受託者で著作権が共有されるようにしなければならない。
- 3 受託者は、別紙 1 記載のプログラム等について、ライセンサーとの間でこれを委託者等が本件サービスに関して使用することに支障がないような内容の使用許諾契約を締結しなければならない。また、受託者は、前項の使用許諾契約の対価を、委託者に替わってライセンサーに支払うものとし、かかる対価は本事業の対価に含まれることを認める。
- 4 委託者及び受託者は、第 1 項の規定に従い共有する成果物の著作権を、それぞれ相手方の同意を要することなく自ら使用することができる。また、委託者及び受託者は相手方へ事前に通知することを条件に第三者に対して使用を許諾することができる。但し、受託者は、委託者等の秘密情報が成果物に含まれている場合は、当該機密情報が第三者に開示されるおそれのない方法で、自ら使用又は使用許諾しなければならない。

第 35 条（著作者人格権）

- 1 受託者は、委託者に対し、本事業の成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条ないし第 20 条に規定する権利をいう。）を一切行使しないものとする。
- 2 受託者は、著作者人格権が、受託者若しくは受託者の各構成員の従業員、又は第 10 条の規定に基づき本事業の一部が第三者に再委託された場合の当該第三者若しくはその従業員に帰属する場合には、これらの者が委託者に対して著作者人格権を行使しないようにしなければならない。

第 36 条（権利侵害に関する保証）

- 1 受託者は、本件サービスが第三者の特許権、実用新案権、著作権、著作者人格権、営業秘密その他の知的財産権を侵害したことを理由として委託者に対して訴訟の提起又はその他の紛争が発生した場合、かかる訴訟及び紛争（以下「クレーム」という。）を防御し、これにつき発生する一切の責任及び費用（合理的な弁護士費用を含む。）につき委託者を補償し、かつ委託者が一切不利益を受けないようにしなければならない。但し、委託者が、受託者に、クレームの発生から 30 日以内に通知をし、防御及び全ての関連する解決に関する交渉を受託者が行うのに必要な援助、情報、権限を受託者に与えた場合に限る。
- 2 受託者は、前項のクレームに対して防御及び解決を図る場合、自らの費用負担により、以下のいずれかを行うものとする。
 - ① 委託者が本件サービスを継続的に使用できる権利を取得すること
 - ② 本件サービスを、同等な機能を果たしつつ権利侵害を起こさない物へ交換するか又は補修

すること

- 3 受託者は、クレームが以下を原因として発生した場合、その程度に応じて前各項に規定される義務を免除されるものとする。
 - ① 委託者による本件サービスの改変
 - ② 本件サービスと他のプログラム又はデータを組み合わせた使用(システムを単独で使用した場合にはクレームが発生しなかった場合に限る)
 - ③ 委託者による本件サービスの本契約の目的外の使用

第7章 秘密保持及び個人情報の保護

第37条（個人情報保護）

- 1 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等及び別紙5記載の事項を遵守し、本事業に関わる個人情報（特定の個人を識別できる情報をいう。）を適正に取り扱わなければならない。
- 2 受託者は、本事業に関わる個人情報を、第三者（第10条の規定に基づき本事業の一部を委託した第三者であって、受託者が本契約における受託者と同等以上の個人情報保護義務を課した者を除く。）に開示又は漏洩してはならない。
- 3 受託者は、モニタリング実施計画書に従い、本事業に関わる個人情報へのアクセス状況について報告書を作成し、定期的に委託者に提出しなければならない。

第38条（守秘義務）

- 1 委託者又は受託者は、本事業遂行のために相手方より提供を受けた情報のうち、相手方が特に秘密である旨指定した情報（以下「秘密情報」という。）を第三者（第10条の規定に基づき本事業の一部を委託した第三者及び委託者の指定する者を除く。）に開示又は漏洩してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、以下の各号の情報は、秘密情報には該当しないものとする。
 - ① 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - ② 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - ③ 独自に開発した情報
 - ④ 本契約に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報
 - ⑤ 相手方から秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
 - ⑥ 権限ある裁判所又は行政機関から開示を命じられた情報

第39条（個人情報保護義務・守秘義務違反の場合の措置）

受託者が前2条の規定に違反して、本事業に関わる個人情報又は秘密情報を第三者に開示又は漏洩したときは、別紙2及びモニタリング実施計画書に基づき、本事業の改善勧告、受託者に対する支払いの減額等の措置をとるものとする。また、受託者は、委託者に損害がある場合には、その損害を賠償しなければならない。

第8章 契約期間及び契約の終了

第40条（契約期間）

- 1 本契約は、締結日から効力を生じ、令和12年3月31日をもって終了する。なお、委託者及び受託者は、本契約終了日の1年前に、本契約終了後の本事業の引き継ぎその他の事項についての協議を開始するものとする。
- 2 本契約終了時の手続（本事業の引継ぎに必要な資料の提示、委託者等との会議等を含む。）に関する諸費用については、すべて受託者が負担する。

第41条（受託者の帰責事由による契約の終了）

- 1 以下の各号の事由のいずれかが生じた場合、委託者は、受託者に対して通知した上で、本契約を終了させることができる。
 - ① 受託者が、本事業を放棄し、30日以上にわたりその状態が継続したとき。
 - ② 受託者が、正当な理由なく、本契約に定める各業務に着手すべき期日を過ぎても着手せず、委託者が相当の期間を定めて催告しても合理的な説明がないとき。
 - ③ 受託者に係る破産、会社更生、民事再生、特別清算その他の倒産法制上の手続について、受託者の取締役会でその申立てを決議したとき又は受託者若しくはその他の第三者によりその申立てがなされたとき。
 - ④ 本契約の締結にあたり、受託者に不正な行為があったとき。
 - ⑤ 受託者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと委託者が認めたとき。ただし、是正により回復可能な違反の場合には、委託者が相当の期間を定めて当該違反行為の是正を求めたにも関わらず、当該期間内に違反行為の是正がなされなかった場合に限る。
 - ⑥ 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 前項により本契約が終了した場合、委託者は、本事業の履行済みの部分に相当する未払いの対価として別紙2に規定される金額を、委託者の指定するスケジュールにより支払う。この場合、受託者は、委託者の被った損害額、及び、委託者が本事業及び本件サービスに関し、他の事業者が適用するシステムないしサービスに支障なく移行するために必要な費用全額（当該

他の事業者によるシステム構築のための初期費用等を含む。)を違約金として支払わなければならない。委託者はかかる損害額と委託者が支払うべき対価を対当額において相殺することができる。

- 3 受託者の責めに帰すべき事由により本事業の一部を終了することとなった場合には、当該本事業の一部の終了時点から、別紙2に従い、対価を減額するものとし、受託者は、委託者の被った損害額、及び、委託者が本事業及び本件サービスに関し、他の事業者が適用するシステムないしサービスに支障なく移行するために必要な費用全額(当該他の事業者によるシステム構築のための初期費用等を含む。)を違約金として支払わなければならない。委託者はかかる損害額と委託者が支払うべき対価を対当額において相殺することができる。

第42条(委託者の帰責事由による契約の終了)

- 1 以下の各号の事由のいずれかが生じた場合、受託者は、委託者に対して通知した上で、本契約を終了させることができる。
 - ① 委託者が、本契約に基づく受託者に対する支払いを、正当な理由なく支払期限到来後60日を過ぎても行わないとき。
 - ② 委託者が本契約に違反し、受託者が相当の期間を定めて当該違反行為の是正を求めたにもかかわらず、当該期間内に違反行為の是正がなされず、受託者が本事業を実施することが不可能となったとき。
- 2 前項により本契約が終了した場合、委託者は、本事業の履行済みの部分に相当する未払いの対価として別紙2に規定される金額を、当初定められた支払いのスケジュールに従い支払う。これに加えて、委託者は、受託者の被った損害額を賠償しなければならない。
- 3 委託者の責めに帰すべき事由により本事業の一部を終了することとなった場合には、当該本事業の一部の終了につき委託者及び受託者が合意した日(合意が成立しなかった場合には終了の日)の1年後の日から、別紙2に従い、対価を減額するものとする。

第43条(法令変更及び不可抗力による契約の終了)

- 1 法令の変更又は不可抗力により、本項各号のうちいずれかに該当することとなった場合には、委託者は、受託者と協議の上、本契約を全部又は一部を終了させることができる。
 - ① 本事業の継続が不要又は不能となった場合
 - ② 本事業の継続に過分の費用を要する場合
- 2 前項により本契約が終了した場合、委託者は、本事業の履行済みの部分に相当する未払いの対価として別紙2に規定される金額を、当初定められた支払いのスケジュールに従い支払う。ただし、あらかじめ書面で対策を合意した事項について、当該対策が当該事項の発生等の際に想定どおりに稼働しなかった場合は、受託者の負担とするものとする。
- 3 第1項に基づき本契約の一部を終了した場合には、別段の合意のない限り、当該本事業の一部の終了につき委託者及び受託者が合意した日(合意が成立しなかった場合には終了の日)の1年後の日から、別紙2に従い、対価を減額するものとする。
- 4 委託者及び受託者は、不可抗力により本契約に基づく義務の履行の全部又は一部ができなくなったときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。

第9章 表明保証及び誓約

第44条（受託者の表明保証及び誓約）

- 1 受託者は、委託者に対して、本契約締結日現在において、次の事実を表明し、保証する。
 - ① 受託者は、適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、本契約を締結して本契約の規定に基づく義務を履行する権限及び権利を有していること。
 - ② 受託者による本契約の締結及び履行は、受託者の目的の範囲内の行為であり、受託者が本契約を締結し履行することにつき法律上及び受託者の社内規則上要求されている一切の手續を履践したこと。
 - ③ 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、受託者に適用のある法令に違反せず、受託者が当事者である若しくは受託者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は受託者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
 - ④ 本契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある受託者の債務を構成し、本契約の規定に従い強制執行可能な受託者の債務が生じること。
- 2 受託者は、本契約に基づく一切の債権債務が消滅するに至るまで、委託者の事前の承認なしに、本契約上の地位及び本事業について委託者との間で締結した契約に基づく契約の地位について、これを譲渡、担保提供その他の処分（会社分割や合併による包括承継を含む。）をしないことを、委託者に対し誓約する。

第45条（契約終了後の措置）

- 1 受託者は、理由の如何を問わず本契約が終了した場合は、委託者等から本事業に関し貸与又は提供を受けた施設、機器、物件又は資料等を遅滞なく委託者等に返還しなければならない。なお、貸与又は提供されたものに滅失又は毀損等の損害が生じている場合は、受託者はその損害を委託者等に賠償するとともに、施設については受託者の負担において原状に復帰させなければならない。
- 2 受託者は、契約期間終了までに、委託者の求めに従い、本事業を委託者が継続して遂行できるように必要な措置を講じるか、又は他のシステムに移行する作業を支援しなければならない。但し、作業範囲及び条件については、あらかじめ委託者及び受託者で協議の上定めるものとする。
- 3 受託者は、本契約の全部または一部が契約期間中に中途終了した場合は、委託者及び受託者で協議の上、委託者の求めに従い、委託者の業務に必要なデータを提供する等、委託者の業務に支障が出ないように他のシステム又はサービスに遅滞なく移行するために必要な全ての措置を講じなければならない。
- 4 委託者は、受託者が所有する設備、機器又はソフトウェア等で、本事業の遂行に必要なものについては、委託者及び受託者で協議して定める適切な価格で買い取ることができる。但し、これに該当しない設備、機器又はソフトウェア等のうち委託者から指示があったものについては、受託者の責任と負担において撤収しなければならない。

第46条（表明保証及び誓約違反の場合の損害賠償）

受託者が本章に規定する表明保証及び誓約に違反した場合、違反により委託者に生じた損害を賠償しなければならない。

第 10 章 その他

第 47 条（損害賠償責任）

委託者及び受託者は、本契約に明示的に規定する場合を除き、本契約の履行に関し相手方に損害を与えたときは、委託者及び受託者によるその損害額等についての協議のうえ、本契約の対価を限度として賠償責任を負うものとする。但し、当事者の責めに帰すことができない事由から生じた損害については、賠償責任を負わないものとする。

第 48 条（増加費用等）

- 1 本契約の締結後における増加費用は、本契約において別に明示的に定めるものを除き、本件サービスの構成・変更・更新・撤去及び本件サービスに受託者が利用した第三者製品に起因する障害対応等を含め、全て受託者が負担するものとする。
- 2 本契約の締結後における委託者の庁舎移転・組織変更等の委託者側の事情により、本事業に関して増加費用が発生した場合には、本契約において別に明示的に定めるものを除き、合理的と判断される最低限の費用を委託者が負担するものとする。なお、かかる事情変更により本契約に関し変更が必要な条件等がある場合、委託者及び受託者は協議を行い必要な調整を行うものとする。
- 3 本契約の締結後における受託者の拠点変更・組織変更等の受託者側の事情により、本事業に関して合理的な増加費用が発生した場合には、他本契約において別に明示的に定めるものを除き、受託者が負担するものとする。なお、かかる事情変更により本契約に関し変更が必要な条件等がある場合、委託者及び受託者は協議を行い必要な調整を行うものとする。
- 4 本契約の締結後における天災等の不可抗力による増加費用については、本契約において別に明示的に定めるものを除き、受託者により付された保険によりてん補された部分を除く費用を、原則として委託者及び受託者が共同して負担するものとする。ただし、あらかじめ書面で対策を合意した事項について、当該対策が当該事項の発生等の際に想定どおりに稼動しなかった場合は、受託者の負担とするものとする。

第 49 条（第三者損害等）

- 1 受託者は、本事業の実施に起因して、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由（委託者が事業関係図書により受託者に提示した条件に関するものを含む。）より生じたものについては、受託者により付された保険によりてん補された部分を除き、委託者が負担しなければならない。
- 2 受託者は、住民、企業又は委託者の職員からの本事業に関する要望活動・訴訟に起因して、本事業に関して合理的な増加費用が発生した場合、当該費用は受託者の負担とする。但し、当該費用のうち委託者の責めに帰すべき事由より生じたものについては、受託者により付された保険によりてん補された部分を除き、受託者が負担しなければならない。

第 50 条（契約不適合）

- 1 本契約に基づき受託者から委託者に納入された本件サービスその他一切の成果物（以下本条において「成果物」という。）について契約内容に適合しない（バグ及びセキュリティホールを含むがこれらに限られない。）場合には、委託者は受託者に対して相当の期間を定めて不適合の修補を請求することができる。

- 2 委託者は、前項に規定する不適合の修補に代えて又は修補とともに、受託者に対して当該不適合により生じた損害の賠償を請求することができる。
- 3 前 2 項に規定する修補請求は各成果物の委託者への納入後運営管理期間の終了までの間に限り行使することができる。

第 51 条（公租公課の負担）

本契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税は、本契約に別段の定めがない限り、すべて受託者の負担とする。

第 52 条（協 議）

本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、甲府市契約規則（昭和 50 年 12 月規則第 66 号）によるほか、その都度、委託者及び受託者が誠実に協議の上、これを定めるものとする。